

三重県有料老人ホーム検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（以下「法」という。）第29条第9項及び三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、有料老人ホームの入居者の保護及び有料老人ホームの安定的かつ継続的な事業運営の確保を図ることを目的に、三重県内の有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対する立入検査の実施に必要な事項を定める。

(立入検査の実施方法及び種別)

- 第2条 立入検査は所属長の指示により、原則2名以上の検査職員により実施する。
- 2 立入検査は、一般検査と特別検査とする。
 - 3 一般検査は、要綱第16条の規定に基づき、毎年度定める実施計画により、原則6年に1回実施する。
 - 4 特別検査は、設置者が法第29条第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームの入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときに実施する。

(事前把握)

第3条 一般検査の実施に当たっては、その効率的かつ効果的な実施を図るため、要綱第12条に基づき設置者から提出される重要事項説明書等の内容の把握に努め、予め問題点等を十分把握する。

(一般検査事項)

第4条 検査職員は、次の各号に掲げる事項について検査を行う。

- (1) 基本的事項
- (2) 設置主体に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 職員の配置等に関する事項
- (6) 施設の管理運営に関する事項
- (7) サービス等に関する事項
- (8) 事業収支計画に関する事項
- (9) 利用料等に関する事項
- (10) 契約内容等に関する事項
- (11) 情報開示に関する事項
- (12) その他

(検査の立ち会い)

第5条 検査職員は、立入検査を実施するにあたって施設長その他責任者の立ち会いを求める。

(検査結果の講評)

第6条 検査職員は、立入検査終了後、対象有料老人ホームの施設長その他責任者及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言又は指示を行うことができる。

(検査結果の通知)

第7条 立入検査の結果については、検査終了後原則として1ヶ月以内に文書により通知する。

文書による是正又は改善を要する事項については、期限を付して改善報告を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するため随時検査を行う。

2 立入検査の結果については、必要に応じ関係機関にも送付するものとする。

(行政上の措置)

第8条 立入検査において、設置者が法第29条第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームの入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、法第29条第11項の規定に基づき当該設置者に対して、期間を定めて、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をしたときは、公示しなければならない。

(聴聞等)

第9条 立入検査の結果、設置者が命令処分に該当すると認められる場合は、立入検査後、命令処分の予定者に対して、行政手続法第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項の各号にいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(検査職員の心得)

第10条 検査職員は、立入検査を行うにあたり、常に穏健かつ冷静な行動と指導援助的態度で接することにより、関係者の理解と協力が得られるように努めなければならない。

2 検査職員は、事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にするとともに、常に公正不偏の態度をもって臨まなければならない。

(検査結果)

第11条 毎年度終了後立入検査の結果をまとめ、三重県子ども・福祉部福祉監査課の

ホームページに掲載し公表する。

(その他)

第12条 検査職員は、立入検査を行うに当たっては、老人福祉法施行規則第5条の2規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 8月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 5月30日から施行する。

この要領は、平成28年10月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 2日から施行する。